

浜 健 介 第 92 号
令和 3 年 5 月 27 日

通所介護事業所 管理者 様
地域密着型通所介護事業所 管理者 様

浜松市健康福祉部
介護保険課長 加藤 浩二

通所介護事業所等における管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの
機能訓練指導員の取扱いについて（通知）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省が令和3年3月26日に発出した「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 3）」の間58において、通所介護事業所及び地域密着型通所介護（以下「通所介護事業所等」という。）における人員配置基準上の管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの人員配置基準上の機能訓練指導員の兼務についての考え方が示されました。

これらに関して、当初の浜松市の解釈と現在の厚生労働省の解釈に差異が生じていたため、厚生労働省に詳細を確認したところ、別紙のとおりのお取り扱いとなりましたので、御確認くださいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

浜松市健康福祉部介護保険課

担当：指導第1・第2グループ

電話：053-457-2875・2787

- 通所介護事業所等における人員配置基準上の管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロの人員配置基準上の機能訓練指導員の取扱いについて

1 解釈

（1）当初の浜松市の解釈

通所介護事業所等の人員配置基準上の管理者と、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、ロの人員配置基準上の機能訓練指導員は、どちらも専らその職務に従事することが求められていることから、当該管理者は、当該加算の機能訓練指導員を兼ねて従事することはできない。

（2）厚生労働省の解釈

通所介護事業所等の人員配置基準上の管理者と、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ、ロの人員配置基準上の機能訓練指導員の両方の職務について同時並行的に従事することはできない。ただし、管理業務に支障がない範囲で、それぞれの職務について時間を切り分けて従事することは可能。

また、管理者の常勤要件については、「常勤」の定義が「当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間に達していることをいうもの」であることから、当該事業所において各職種に従事している時間を合算し、当該勤務すべき時間に達していれば良い。

（例）個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定事業所

サービス提供時間 9：00～16：00

- ・ 9：00～12：00／管理者（管理業務に従事）
- ・ 12：00～16：00／機能訓練指導員（個別機能訓練加算に係る機能訓練等に従事）

→12：00～16：00 に機能訓練を受けた利用者に対し、個別機能訓練加算（Ⅰ）イの算定が可能。

2 適用時期

上記 1（2）の厚生労働省の解釈について、令和 3 年 4 月から適用する。

※ 下記のすべてに該当する場合、令和 3 年 4 月又は 5 月に遡及して適用可能です。

- ・ 令和 3 年 4 月又は 5 月に上記 1（2）の解釈に則った人員配置をしていたこと。
- ・ 上記の人員配置を証する資料等が事業所に保管されていること。（それぞれの職務について時間を切り分けて従事していることがわかる勤務表など）
- ・ 利用者負担額への影響がある場合は、利用者に対して説明・同意を得ること。

抜粋

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A
（Vol.3）（令和3年3月26日）」
の送付について

計 88 枚（本紙を除く）

Vol.952

令和3年3月26日

厚生労働省老健局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3971、3979)
FAX : 03-3595-4010

- 管理者が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロの算定

問 58 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)事業所に配置が義務づけられている管理者がこれを兼ねることは可能か。

(答)

- 管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。)とされている。
- 一方で、個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロにおける人員配置基準は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置することを求めるものであることから、指定通所介護等事業所に配置が義務づけられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより、同基準を満たすことはできないものである。

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロと中重度者ケア体制加算を併算する場合の取扱い

問 59 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又はロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、中重度者ケア体制加算を算定する場合に配置が必要となる看護職員がこれを兼ねることは可能か。

(答)

中重度者ケア体制加算を算定するにあたっての人員配置に係る要件は、

- a 通所介護等事業所に配置が必要とされる看護職員又は看護職員の数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- b 指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護等の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

としており、これに照らせば、aにより配置された看護職員にあつては、中重度者ケア体制加算の算定に係る看護職員としての業務に従事していない時間帯において、個別機能訓練加算(Ⅰ)イの算定要件や個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することは差し支えない。bにより配置された看護職員は、「指定通所介護等を行う時間帯を通じて、専ら通所介護等の提供に当たる看護職員」である必要があることから、同一営業日において「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」として勤務することはできない。